

## 令和8年4月1日以降、披雲閣の利用形態等が変更となります。

※改定後の料金は上限額です。額の確定（令和8年1月頃予定）後に改めてお知らせします。

改定前（令和8年3月31日利用分まで）

種別	1日使用料		1日電灯使用料	
	一般	営業	一般	営業
大書院	4,780	9,570	1,230	2,470
蘇鉄の間	2,850	5,710	740	1,480
槇の間	2,380	4,780	740	1,480
松の間	1,660	3,330	480	970
桐の間	2,010	4,090	250	490
杉の間	3,130	6,350	580	1,170
藤の間	1,880	3,810	250	490
調理場	710	1,440	740	1,480
玄関	710	1,440	250	490
座布団（1枚当たり）	10	10	10	10

※スポットライト等の持込み照明器具、電気製品は別途電気使用料が必要です。

改定後（令和8年4月1日利用分から）

種別	午前	午後	全日	延長
	午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前8時30分から午後5時まで	午後5時から午後6時まで
大書院	5,600	6,400	12,000	1,600
蘇鉄の間	3,330	3,800	7,130	950
槇の間	2,940	3,360	6,300	840
松の間	1,470	1,680	3,150	420
桐の間	1,580	1,800	3,380	450
杉の間	2,590	2,960	5,550	740
藤の間	1,470	1,680	3,150	420
調理場	1,020	1,160	2,180	290
玄関	670	760	1,430	190
座布団（1枚当たり）	10	10	10	

※営利を目的（別途、入場料等を徴収する場合を含みます。）として使用するときはこの表の2倍の額です。（座布団（1枚当たり）の項を除く。）

※4月1日から9月30日までの間に午後又は全日の使用をする場合は、その使用時間を午後6時までに限り延長することができます。この場合においては、この表で定める使用料を納付しなければならない。